【資料5】

令和5年11月10日(金) 第3回佐倉市子育て支援推進委員会

様

保護者様

令和5年7月10日時点において佐倉市 に住民登録のある高校生世帯に送付して います。

(同住所にきょうだいでお住まいのかたには、一番上のお子さま宛にお送りしています。)

子ども医療費助成制度の対象を 高校生相当の年齢まで拡大します。

令和5年11月診療分から、子ども医療費助成制度の対象年齢が高校生相当(18歳を 迎えた最初の3月31日)まで拡大となります。

1 子ども医療費助成の申請手続きについて

令和5年11月以降に利用できる子ども医療費助成受給券を発行するため、事前に申請書を提出していただく必要がございます。

同封の子ども医療費助成資格登録申請書にお子様の保険証(写し)を添付し、返信用封 筒でご提出ください。

提出期限:令和5年8月31日(木)

※出張所等では、ご提出いただけません。ご了承ください。

子ども医療費助成受給券の発送は、10月下旬を予定しております。

※提出期限を過ぎてから申請書を提出された場合、子ども医療費助成受給券の発送が 11月以降になる場合がありますのでご了承ください。

2 助成内容について

助成年齢	0 歳から高校生相当(18歳を迎えた最初の3月31日)まで
助成対象	健康保険証を使って受診した医療費、医師の処方による保険調剤費、
	柔道整復師が行う保険扱いの施術に係る療養費、入院時の食事代
自己負担額	入院:1日200円 *同一医療機関、同月11日以降は無料
	通院:1回200円 *同一医療機関、同月6回以降は無料
	(入院・通院ともに住民税の所得割が非課税の世帯は無料)
	調剤:無料

*令和5年8月診療分から自己負担額に月額上限が導入されています。

制度の詳細については、佐倉市ホームページをご確認ください。



3 助成対象外のかた

高校生相当の年齢のかたの内、以下のかたは子ども医療費助成制度の助成対象外となり ま<u>す。</u>

- ① 佐倉市外に住所を有するかた(令和5年11月1日時点)
- ② 婚姻しているかた
- ③ 保護者等の扶養を外れたかた
- ④ 生活保護を受給しているかた
- ⑤ 児童養護施設・里親等で、他の医療費助成制度を利用されているかた

4 他の公費負担医療制度について

高校生相当の年齢のかたの内、以下の助成制度等を利用されているかたは、 令和5年11月から子ども医療費助成制度が優先されます。

- ① ひとり親家庭等医療費等助成
- ② 重度心身障害者医療費助成

担当窓口│佐倉市こども支援部こども家庭課 こども手当班

> 〒285-8501 佐倉市海隣寺町 9 7 番地 電話 043-484-6140 (直通)